

令和元年第3回市民福祉委員会会議録

令和元年9月5日

第2委員会室

開 会： 午後1時28分

委 員 長 橋本 平紀

副委員長 堀 光明

2番委員 佐々木 透、3番委員 中嶋 元則、4番委員 遠山 信子、5番委員 柘植 晃

委員長 ; それでは、ただ今から令和元年第3回市民福祉委員会を開会いたします。今回からタブレットが導入されていますので、皆様方のタブレットとマイクを手元に向けた時の位置関係を事前に調整しておいてください。本日の会議は、去る8月28日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、はじめに小坂市長、ご挨拶をお願い申し上げます。

市長 ; 皆さん、こんにちは。本日は第3回となりました市民福祉委員会ということで集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私のほうからは、この間の日曜日、9月1日の防災訓練の報告を少し申し上げたいと思います。恵那市全体での参集率でございますが、47.2%ということでございまして、昨年よりも3.3ポイントのアップでございます。おそらく過去最高の参加者だったというふうに思っております。また、世帯としての参加率は59.5%でしたが、こちらは若干下がっております、こういう状況でございましたので、ご報告を申し上げます。それぞれの地域で議員の皆さまにもご参加をいただきましてありがとうございます。それから、6月の中ぐらいからスタートしました地域懇談会ですが、8月30日の大井町をもってすべて13地域終わることができました。市民の皆さまからは質問やご提案など48件いただきました。それぞれ担当が持ち帰っておりますので、これからの市政に反映したいと思いますし、それぞれの地域懇談会に議員の皆さまにもご参加いただきまして有難く思っております。それぞれ寄せられた意見がございましたら、また、市のほうにもお寄せいただけたらというふうに思っております。引き続きそれぞれの地域の課題について検討してまいりたいというふうに思っております。今日は市民福祉委員会、最後までどうぞ活発なご意見

を賜りますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

- 委員長 ; ありがとうございます。続きまして後藤議長、ご挨拶をお願い申し上げます。
- 議長 ; どうも皆さん、こんにちは。きょうは第3回の市民福祉委員会ということでございます。タブレット、前までは補助者が付いておった訳ですけども、今回からは補助者なしということですので、説明をする方が開いていただければそれに合わせて変わっていきますので、よろしくお願いをしたいと思います。それでは今回7件の審議でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。
- 委員長 ; ありがとうございます。それでは議題に入ります。議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、マイクの真正面に向かって簡潔に質疑、答弁をされますようお願い申し上げます。
-

- 委員長 ; はじめに、「議第54号 恵那市印鑑条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。4番委員。
- 4番委員 ; 印鑑登録証明書のことについてですが、印鑑登録は実印登録にかかわることで、人生の勝負どころで必要とされる重要なものです。実印の登録に使うはんこは従来、男性はフルネーム、女性は名前のみという事例が多かったのですが、女性の活躍推進の一環として、旧姓の記載が可能ということで、歓迎すべきことかなと思います。これは、住民票には現在の結婚された姓が書かれていますが、旧姓も書かれているということですね。それは、本人の申し出があれば誰でも可能ということですか。
- 委員長 ; 市民課長。
- 市民課長 ; お答えいたします。住民票の方には申し出があった方のみ記載されるということで、印鑑証明の方にも同じように申し出があった方について記載されることになります。
- 委員長 ; 他にありませんか。4番委員。
- 4番委員 ; 改正の背景になっていることは伺いましたが、実際に恵那市では市民からすでに求められた事例や件数についてはありましたか。
- 委員長 ; 市民課長。
- 市民課長 ; 今のところそういった事例はございません。
- 委員長 ; 4番委員。

4 番委員 ;これから期待されるということですね。続けてですが、性別廃止の欄のことについて、これは、世相の流れとして当然のことですが、すでに 22 市町村では廃止済みといいます。市は今になったのはなぜですか。やや遅れた感じがしますが。

委員長 ;市民課長。

市民課長 ;この男女を削除するということにつきましては、実は平成 28 年度に国のほうから削除しても良いという通達がございました。しかしながら、その時点で住民票の旧姓併記ということもありまして、そちらと一緒に条例を改正しても問題がないという見解で今に至りました。

委員長 ;他にありませんか。3 番委員。

3 番委員 ;ひとつお聞きしたいですけれども、このシステムが変わるということで、発給システムというのは改修か何かされるわけですか。

委員長 ;市民課長。

市民課長 ;システム改修も行いますので、今回の補正のほうに計上させていただいております。

委員長 ;他にありませんか。4 番委員。

4 番委員 ;この性別廃止については、どのようにそちらに伝えたらいいですか。

委員長 ;市民課長。

市民課長 ;そちらのほうに関しましては、住民基本台帳の申し出の方法がまだ、示されておられませんので、そちらと一緒に検討してまいりたいと思います。

委員長 ;他にありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ;ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ;討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 5 4 号 恵那市印鑑条例の一部改正について」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ;全会一致であります。よって「議第 5 4 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ;次に、「議第 5 5 号 恵那市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

4 番委員。

4 番委員 ; 資金の貸付けを受けたけど、償還困難になった人が猶予されると書いてありますけども、これはどのような事態の時に猶予されるのか。そして、また免除される範囲はどのような時に免除されることになりますか。教えて下さい。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; 猶予される場合ですけど、法改正前は施行令に規定されていましたが、援護資金の償還の計画を考える時に重要な制度ということで、法律上明確にされました。法律が改正され、条例も改正するわけですけど、猶予の場合は貸付けを受けたものが例えば災害、盗難、疾病、負傷などになった場合に猶予されるということでございます。免除につきましては、従来は死亡、それから、重度の障害になった時は免除をされるわけですけど、今回は破産、それから再生手続きの開始の決定を受けたものを新たに追加するというところでございます。

委員長 ; 他にありませんか。1 番委員。

1 番委員 ; これ猶予の話ですけど、行方不明の時に猶予ができるということですけど、もし、行方不明になってしまった時にずっとなったら、ずっと猶予の状態になるのですか。どこかで期限があるのですか。その辺いかがですか。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; この援護資金につきましては、償還期限から 10 年でございますので、償還開始から 20 年が経つと免除をするという手続きになります。

委員長 ; 他にありませんか。3 番委員。

3 番委員 ; 10 年 20 年という猶予期間ですが、この災害援助資金というのは保証人とかそういう人は居ないのですか。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; 保証人につきましては、今年の 3 月 6 日に一部改正をしております、現在は保証人は必要ないということで恵那市の施行規則でも条文から削除しております。

委員長 ; 他にありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 55 号 恵那市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は
原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第55号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第65号 令和元年度恵那市一般会計補正予算（第4号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありますか。4番委員。

4番委員 ; 8ページの0301生活保護費でお願いします。生活保護費の償還金利子及び割引料が精算金になっておりますけど、結構大きなお金ですが、どうしてこのようになっているのか教えてください。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; この償還金利子及び割引料ですけど、国庫負担金の返還金でございます。昨年度30年度ですけど、12月と1月に4人の生活保護受給者が亡くなられたことに加えまして、その後2人の方が預貯金等の増額があつて生活保護の廃止となりました。それ以降、そういった事例がありませんでしたので、見込んでいた人数よりも生活保護の人数が減少したため、返還金が生じたということでございます。

委員長 ; 他にありませんか。1番委員。

1番委員 ; 今の生活保護費について聞きたいですが、この中で介護扶助費等国庫負担金があるんですけど、今の人数の中で、割合で良いのですが何人ぐらい介護保険にかかっているのか聞きたいですけど。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; 何人というのは今手元に資料がない訳ですけど、現状、3月31日現在で生活保護の世帯は87世帯で98人の方が被保護となっており、世帯類型では65歳以上の高齢者世帯が63%、障がいの世帯16%、傷病の世帯15%というような状況になっております。

委員長 ; 他にありませんか。4番委員。

4番委員 ; 0204の児童家庭支援事業費についてお聞きします。126万円これも精算金になっておりますが、未婚の児童扶養手当、未婚者ということはいわゆる、みなし婚という方でしょうか。これが減っているということは、対象者が減っているということですか。教えてください。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金ということでよろしいでし

ようか。こちらにつきましては、今回、令和元年10月から消費税が引き上げとなる環境の中におきまして、子どもの貧困に対応するために臨時特別の措置として、児童扶養手当受給者のうち未婚のひとり親、要するに婚姻の経験といえますか、事実がない方につきましては、1万7,500円の特別の給付金を支給するというこういう制度の中で予算を計上しているものでございます。

委員長 ; 他にありませんか。2番委員。

2番委員 ; 衛生費の母子保健事業費のシステム改修委託料の198万円。これ実際どういったシステムの改修ということなのか。お聞きします。

委員長 ; 健幸推進課長。

健幸推進課長 ; 現在、母子保健法に基づく健康診断などの結果、個人情報の入力とは当課の健康管理システムで入力されております。現在、他市に移動されたとか、他市からみえた方の情報をいただきたいとか、提供する場合には依頼書をもって情報提供したりとか、情報をいただいたりということを行っておりますけれども、情報提供を電子的に引き継ぐというようなことが出来るように母子保健法の一部改正が行われましたので、それに対応するため、現在のシステムを改修するための経費になっております。

委員長 ; 他にありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第65号 令和元年度恵那市一般会計補正予算（第4号）（歳入歳出所管部分）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第65号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第66号 令和元年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 6 6 号 令和元年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)」
は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 6 6 号」は原案のとおり可決すべきものと決
しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 7 号 令和元年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)」
を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。1
番委員。

1 番委員 ; 基金の積立金について聞きたいですけど、今回の基金の積立で 3 億 3,000 万円ぐ
らいになるんですけど、基金の目的として国民健康保険なんかは、大規模な疫病
が発生したときに大変必要かなと思うんですけど。介護保険なんかは、あらか
じめ人数が決まっていて予算規模はほとんど変わらない気がするんですけど。1
億円も基金があればいいんじゃないかという気がします。こんなに沢山基金があ
って、仮に次年度も基金が残るとすれば、次の時に基金を利用して介護保険が下
げれるのではないかという気がするんですけど、その辺の見解はいかがですか。

委員長 ; 高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; 基金の積立及び取り崩しに関しましては、前年度の総額介護給付費によって基金
を積立たり、取り崩したりということで、給付費の平準化するために設けており
ます。今年度は前回の第 6 期において、多少基金が残りましたので、今期の 7 期
において 2 億円ほど取り崩して使う予定にしております。

委員長 ; 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 6 7 号 令和元年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)」は
原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全 会 一 致)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 6 7 号」は原案のとおり可決すべきものと決

しました。

委員長 ; 次に、「議第 7 2 号 令和元年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 7 2 号 令和元年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全 会 一 致）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 7 2 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 7 3 号 令和元年度恵那市病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。本件に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。2 番委員。

2 番委員 ; この事業内容についてであります。実際どのような計画なのか、お聞きしたいです。

委員長 ; 医療福祉部次長。

医療福祉部次長 ; 市立恵那病院の職員宿舎でございますけど、8 戸の集合住宅を予定しております。その設計委託をこれから進めるということで考えております。

委員長 ; 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただ今から採決を行います。

「議第 7 3 号 令和元年度恵那市病院事業会計補正予算（第 1 号）」は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全 会 一 致）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 7 3 号」は原案のとおり可決すべきものと決

しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。それではこれをもちまして、令和元年第3回市民福祉委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後1時53分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 橋 本 平 紀